

第46回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和3年4月3日（土）

議題1「本県の現状について」

[結果]

3月24日（水）から毎日連続で新規感染者の発生が続いており、4月に入っても、1日（木）は23人、2日（金）は16人と、引き続き、感染が急激に拡大しており、2日（金）までの1週間の累積新規感染者数が106人となった。

直近1週間と先週1週間との比較では17.7倍という急激な感染拡大となっている。さらに、病床のひっ迫具合を示す病床使用率については、19.6%と、国のステージⅢの目安20%に迫る事態となった。

議題2「本県における今後の対応について」

[結果]

本県では、3月24日（水）から毎日連続で新規感染者の発生が続いており、感染者の急増を受けて、3月31日（水）からは対策期を「感染警戒期」に、また、4月1日（木）からは「感染拡大防止対策期」に2日続けて移行した。

今まさに「感染急増段階」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがある。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、さらに対策期を移行せざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、4月4日（日）から24日（土）まで、「感染拡大防止集中対策期」に位置付けることとする。

これまで県民の皆さまお一人お一人が感染拡大防止対策を徹底していただくことで、何とか感染を抑制していくことを基本としてきたが、変異株の拡がりにも対応する必要があること、加えて、4月12日（月）から始まる高齢者へのワクチン接種を円滑に進めていかなければならないことから、短期間で、集中的に一定レベルまで抑える必要があると考え、対策期間中の4月7日（水）から20日（火）までの2週間、飲食店に対する営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午後8時まで）に短縮していただくよう協力要請し、当該要請に協力いただいた飲食店には、協力金を支給する。

また、県民の皆さまに対しては、4月5日（月）から「まん延防止等重点措置」が適用される宮城県、大阪府及び兵庫県の一部区域への不要不急の往来自粛について協力要請する。

議題3「香川県営業時間短縮協力金について」

[結果]

特措法第24条第9項に基づき、飲食店への営業時間短縮を要請する。

実施期間は、4月7日（水）から20日（火）の14日間、対象区域は県内全域で、対象店舗は、県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗で、営業時間は、午前5時から午後9時まで、酒類提供は午後8時までに限るよう、時短を要請する。

今回の協力金の要件については、時短要請の全期間を通して、具体的には、4月7日（水）から20日（火）までの間、午後9時を過ぎての営業の休止、つまり、営業時間の短縮、あわせて酒類の提供は午後8時までとすることにご協力いただいた飲食店としている。要請期間中に、一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の要件を満たさない。

支給額については、1店舗当たり1日4万円とする。日数は、本来の営業日を対象とし、定休日は除いて計算する。

申請受付は、短縮要請の期間終了後、今のところ5月上旬からを予定しており、4月5日（月）からコールセンターを開設し、平日午前9時から午後5時までの間、協力金についてのお問い合わせに対応する。

コールセンターの電話番号は、087-832-3800である。

詳細については、現在、検討中であり、後日、公表する。

議題4「Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について」

[結果]

4月1日（木）から、Go To Eat キャンペーンにおける食事券やオンライン予約ポイントを利用する際に、「子どもや介助者等を除く、4人以下の単位とすること。ただし、同居家族のみの場合はこの制限の対象としない。」ことを条件とした。

この条件に加え、新たに、飲食店への営業時間の短縮の要請を行うことから、これにあわせ、4月7日（水）から20日（火）までの期間中、午後9時から翌朝5時の時間帯について、「Go To Eat キャンペーンにおける食事券やオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけ」を行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼する。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーでの利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととしたいと考えている。

議題5「うどん県泊まってかがわ割について」

[結果]

県民の皆様を対象に、6月30日（水）までの県内宿泊分を助成する「うどん県泊まってかが

わ割」については、現在、4月21日（水）までの宿泊に係る新規予約を4名以下の旅行に限定して宿泊助成を適用している。

「感染拡大防止集中対策期」への移行に伴い、4月4日（日）から24日（土）までの宿泊に係る新規予約については、宿泊助成を停止する。

なお、本日（24時）までの予約については、宿泊助成を適用する。

議題6 「学校における対応について」

[結果]

学校における対応について、「感染拡大防止集中対策期」の間、まもなく新学期を迎えることもあり、感染防止対策をより一層徹底する。

この後、教育委員会から各県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付する。

議題7 「その他」

[結果]

3月26日（金）から開催している栗林公園の「春のライトアップ」について、今回の「感染拡大防止集中対策期」への移行に伴い、4月4日（日）午後6時から午後9時に予定しているライトアップ及びそれに伴う和船の北湖夜間運航については、中止する。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。